

特定技能外国人制度 不正行為撲滅キャンペーン

登録支援機関

- 支援対象の外国人材としっかり**コミュニケーション**をとろう
- 定期的な面談は「対面」で、**理解できる言語**で実施しよう
- **不当な手数料、高額な借金、過度な祝い金**の有無を確認しよう
- 特定技能所属機関による**不正行為**がないか確認しよう

特定技能所属機関

- 雇用条件・控除費用・就労・生活環境について**十分な説明**を行おう
- 外国人材に対する**差別的な取扱い**はやめよう
- **違法なブローカー**を介しての採用はやめよう
- 受入れ状況・活動状況に係る文書を**正しく記録し、提出**しよう
- **労働基準法**をしっかりと守ろう
- **労働安全衛生法**をしっかりと守ろう

特定技能外国人

- 雇用条件（業務内容）・控除費用・就労・生活環境は**正確に理解**しよう
- 将来に向けて自身の**キャリア**を構築しよう
- 自分の身は自分で守り、関係法令や社会の**ルール**を遵守しよう

送出機関

- 登録支援機関や特定技能所属機関に対する**キックバック・過剰接待**はやめよう
- 特定技能外国人から徴収する手数料は**法定内の金額**に留めよう



2024年
技能実習・特定技能制度に関わる
不正行為撲滅キャンペーンについて ▶





特定技能外国人制度 不正行為撲滅キャンペーン

登録支援機関

01. 支援対象の外国人材としっかりコミュニケーションをとろう

- 日常時はもちろんのこと、困った時こそ頼られる存在となろう
- 常勤通訳は確保し、問題が起こったときにすぐに連絡が取れるようにしておく

02. 定期的な面談は「対面」で、理解できる言語で実施しよう

- 特定技能外国人及びその監督的立場にある者との3ヶ月に一回定期面談は、原則対面で、外国人材が理解できる言語で実施しよう

03. 不当な手数料、高額な借金、過度な祝い金の有無を確認しよう

- 特定技能外国人本人から徴収が認められていない手数料・保証金・違約金などがないか、それによって高額な借金を背負っていないか確認しよう
- 特定技能外国人が、引抜き目的の祝い金を受け取っていないか確認しよう

04. 特定技能所属機関による不正行為がないか確認しよう

- 定期的な面談や相談・苦情の受付等を通じて、特定技能所属機関による労働関係法令や入管法等の法令違反、又は、旅券及び在留カードの取上げ等その他の不正行為等の問題がないかを確認し、発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報しよう

特定技能所属機関

05. 雇用条件・控除費用、就労・生活環境について十分な説明を行おう

- 特定技能外国人の雇用条件(特に残業や賞与)、特定技能所属機関に支払う費用や定期的に負担する費用(住居費や食費等)について、その額及び内訳を十分に説明しよう
- 就労・生活環境含め、母国語で、外国人の負担となる場合や弁償となる場合も予め説明し、その際に出た質問・回答があれば、記録しておく

06. 外国人材に対する差別的な取扱いはやめよう

- 外国人であることを理由として、賃金・教育・福利厚生などの待遇について差別的な取扱いをすることはやめよう
- 妊娠・出産・怪我・病気を理由に解雇や不利益な取扱いをすることはやめよう(また、男性・女性問わず育児休暇は労働者の権利です)
- 特定技能外国人への暴力・暴言・脅迫・ハラスメント・強制帰国・私生活の自由の不当な制限はやめよう

07. 違法なブローカーを介しての採用はやめよう

- 日本国内の無許可の職業紹介事業者(個人含む)や海外送出しのライセンスを保有していない事業者(個人含む)に金銭が渡らないようにしましょう
- ブローカーへの支払いを含めて、手数料が法定超となっていないか確認しよう

08. 受入れ状況・活動状況に係る文書を正しく記録し、提出しよう

- 各種管理簿の作成や備え置き、四半期ごとの特定技能外国人の受入れ状況・活動状況についての届出、契約変更の際や受入困難時、契約終了時等の届出期限を遵守しよう

09. 労働基準法をしっかりと守ろう

- 適正な賃金(特に時間外・休日労働の割増賃金)を確実に払おう
- 違法な時間外労働はやめよう(時間外労働・休日労働時間が協定の範囲内か確認しよう)
- 有給休暇を適正に取得させよう(確実に年5日を取得させよう)
- 法定4帳簿(賃金台帳・出勤簿・労働者名簿・年次有給休暇取得管理簿)を確実に付けよう
- 安全で衛生的な宿舎を提供しよう

10. 労働安全衛生法をしっかりと守ろう

- 安全衛生管理体制をつくろう(安全管理者・衛生管理者・作業主任者の選任など)
- 作業内容・作業環境を面談時・雇用契約締結時・雇入時にわかりやすく説明しよう
- 安全衛生教育をしっかりと行おう(雇入時や作業内容変更時の教育・危険有害業務に係る特別教育・職長等に対する安全衛生教育)
- 就業制限業務に係る技能講習・特別教育の受講や免許の取得を確実に行わせよう
- 特定技能外国人の定期・特殊健康診断・ストレスチェックを確実に実施しよう
- 万が一事故・労災が発生した際は、隠さず申告・報告しよう

特定技能外国人

11. 雇用条件(業務内容)・控除費用、就労・生活環境は正確に理解しよう

- わからないことがあったら必ず確認や相談をしよう

12. 将来に向けて自身のキャリアを構築しよう

- 自身がどのようにになりたいか、周りと相談しながら、日々就業しよう
- より高い技能や日本語能力を修得するため、目標に向かって取り組もう

13. 自分の身は自分で守り、関係法令や社会のルールを遵守しよう

- 転職を考えた際には、まずは現状の環境について、どのようにすれば良くなる可能性があるのか、周りに相談しよう
- 仕事を紹介してくれる人に騙されていないか、利用されていないか、一人で悩まず相談しよう
- 自分の利益だけを追求せず、犯罪行為の加害・被害に係ることなく、関係法令や社会のルールを遵守しよう

送出機関

14. 登録支援機関や特定技能所属機関に対するキックバック・過剰接待はやめよう

15. 特定技能外国人から徴収する手数料は法定内の金額に留めよう

- 特定技能外国人から徴収する手数料は法定内に留める等、法令を遵守しよう
- 正規の領収書(インボイス)を発行し、特定技能外国人が負担した金額を明確にしよう